

教育委員会の権限事務に関する教育長の臨時代理（外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程）

県立学校教育課

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年3月25日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により制定したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 訓令の概要（外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程）

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関して必要な事項を定めた教育委員会訓令

#### 2 制定の経緯及び必要性

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、特別職の任用が厳格化され、会計年度任用職員の任用等に関する規定が整備されたことに伴い、外国語指導助手の職を会計年度任用職員の職に移行することから、勤務条件等を規定する必要がある。

#### 3 制定の概要

本県は、昭和62年度以降、総務省、外務省、文部科学省が実施する語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年を外国語指導助手として任用している。その勤務条件等については、三省が示した基準を踏まえ、本県の実状を考慮した規定とする。

#### 4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和2年3月31日

施行年月日 令和2年4月1日

#### 5 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2

#### 6 添付資料

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行等について（通知）」平成30年8月24日付け総行国第140号・外報文人合第981号・30初国教第75号

### 沖縄県教育委員会訓令第3号

外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

#### 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、外国語指導助手（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員であつて、沖縄県立高等学校、沖縄県立特別支援学校及び沖縄県立中学校における語学指導等に関する補助的又は定型的な業務に従事する者をいう。以下同じ。）の任用、勤務時間その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用期間)

**第2条** 外国語指導助手の任用期間は、任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とする。

(任用手続)

**第3条** 外国語指導助手の任用は、教育庁県立学校教育課長が、沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）第3条第1項に規定する任用通知書を交付して行うものとする。

2 外国語指導助手を任用しようとするときは、任用しようとする者から次に掲げる書類を徴しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 雇入時間診票
- (3) その他必要な書類

(会計年度任用職員台帳の整備)

**第4条** 教育庁県立学校教育課長は、沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程第4条に規定する会計年度任用職員台帳を備え付けて、外国語指導助手の状況を常に明確にしておかなければならない。

(勤務日及び勤務時間)

**第5条** 外国語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり35時間とする。

2 外国語指導助手の勤務すべき日は、教育庁県立学校教育課長、県立学校の校長又は県立総合教育センター所長（以下「所属長」という。）が定める。

(休憩時間)

**第6条** 外国語指導助手の休憩時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第4条の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

(育児又は介護を行う外国語指導助手の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

**第7条** 育児又は介護を行う外国語指導助手の深夜勤務及び時間外勤務の制限は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第6条の4の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

(年次休暇)

**第8条** 外国語指導助手に対しては、1年について20日の年次休暇を与えるものとする。

2 前項に規定する1年は、任用された日を初日とする1年（以下「特定期間」という。）とする。

3 年次休暇は、外国語指導助手の請求する時期に与えるものとする。ただし、所属長は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。

4 第1項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、その年に受けなかった日数がある場合は、付与された日から起算して2年を経過するまでの間は繰り越すことができる。

5 年次休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、外国語指導助手から要求があった場合は、1時間を単位として与えることができる。

(年次休暇以外の有給休暇)

**第9条** 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

- (1) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間
- (4) 地震、水害、火災その他の災害により外国語指導助手の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内
- (5) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。） その理由の発生している期間
- (6) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合又は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であって、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間
- (7) 外国語指導助手の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間
- (8) 外国語指導助手が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間
- (9) 6月以上の任用の期間が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間
- (10) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (11) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 特定期間において20日の範囲内で必要と認める日又は時間
- (12) 外国語指導助手が在留資格の手続等の必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間  
(無給休暇)

**第10条** 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

- (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性の外国語指導助手が申し出た場合 出産日までの申し出た期間
- (2) 女性の外国語指導助手が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の外国語指導助手が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (3) 生後1年に達しない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により外国語指導助手が当該外国語指導助手との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該外国語指導助手が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である外国語指導助手に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する外国語指導助手が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 特定期間において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間
- (5) 次に掲げる者（ウ及びエに掲げる者にあっては、外国語指導助手と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護

状態にある対象家族」という。)の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う外国語指導助手が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 特定期間において5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者

エ 子の配偶者及び配偶者の子

- (6) 次のいずれにも該当する外国語指導助手が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、外国語指導助手の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で所属長が指定する期間(以下この号及び次号において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間(以下「介護休暇」という。)

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日数が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 沖縄県教育委員会が任命する外国語指導助手に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

ウ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日まで、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び沖縄県教育委員会が任命する外国語指導助手に引き続き採用されないことが明らかでないもの

- (7) 次のいずれにも該当する外国語指導助手が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間(当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該外国語指導助手について、1日につき所属長の定める勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間(以下「介護時間」という。)

ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日数が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

イ 1日につき所属長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

ウ 沖縄県教育委員会が任命する外国語指導助手に引き続き在職した期間が1年以上であるもの

- (8) 女性の外国語指導助手が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

- (9) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間

- (10) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の外国語指導助手が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内(離島の勤務公署に勤務する女性の外国語指導助手が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあつては、その都度必要と認められる時間の範囲内)で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合にあつては、いずれの期間についてもその指示された回数)を限度として、その都度必要と認められる時間

- (11) 女性の外国語指導助手が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

- (12) 妊娠中の女性の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

2 次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休暇 1日又は1時間(1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、

又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内の時間）

- (2) 介護時間 30分（1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）の時間）

（報告）

**第11条** 教育庁県立学校教育課長は、外国語指導助手を任用したときは、外国語指導助手の任用状況を翌年度の4月30日までに、沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程第12条に規定する会計年度任用職員任用報告書により、教育長に報告しなければならない。

（雑則）

**第12条** この訓令の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に語学指導等を行う外国青年招致事業により採用されている者が引き続きこの訓令による外国語指導助手として任用される場合は、この訓令の施行の日前に任用されていた職（以下「従前の職」という。）に採用された日をこの訓令により任用された日とみなして、第8条の規定を適用するものとする。
- 3 前項の規定の適用を受ける外国語指導助手が従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇は、第8条の規定により与えられた年次休暇とみなし、従前の職の任用期間中に与えられた年次休暇に相当する休暇の日数のうち受けなかった日数がある場合は、その年次休暇に相当する休暇が与えられた日から起算して2年を経過する日まで受けることができるものとする。
- 4 この訓令の施行の際現に語学指導等を行う外国青年招致事業により採用されている者がこの訓令により外国語指導助手として任用される場合は、従前の職に採用された日からこの訓令により任用されたものとみなして、第10条第1項第6号及び第7号の規定を適用するものとする。

**別表**（第9条関係）

死亡した者	日数
配偶者又は父母	7日
子	5日
祖父母	3日（外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者若しくは配偶者の祖父母又は兄弟姉妹の配偶者若しくは配偶者の兄弟姉妹	1日（外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあっては、3日）

おじ又はおばの配偶者	1日
------------	----

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。

総行国第 140 号  
外報文人合第 981 号  
30 初国教第 75 号  
平成 30 年 8 月 24 日

各都道府県・指定都市国際交流主管部長 殿  
各都道府県・指定都市教育委員会主管部長 殿

総務省自治行政局国際室長  
( 公 印 省 略 )

外務省大臣官房人物交流室長  
( 公 印 省 略 )

文部科学省初等中等教育局国際教育課長  
( 公 印 省 略 )

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う J E T プログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行等について (通知)

平素より、J E T プログラムの運用に御尽力をいただきまして、ありがとうございます。

会計年度任用職員に関する規定等が盛り込まれた「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。)」は、平成 29 年 5 月 17 日に公布され、平成 32 年 4 月 1 日に施行されることになりました (平成 29 年 5 月 17 日付け総行公第 59 号・総行給第 23 号総務大臣通知・平成 29 年 6 月 28 日付け総行公第 87 号・総行給第 33 号総務省自治行政局公務員部長通知参照)。

これに伴い、貴職におかれましては、下記の点に留意の上、貴団体における J E T プログラムにより招致する外国青年 (以下「J E T プログラム参加者」という。) の採用等について、人事担当部局と連携して適切に対応していただきますようお願いいたします。その際、総務省自治行政局公務員部が定める「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」 (以下「マニュアル」という。) についても参照いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、域内市区町村に、各都道府県教育委員会におかれましては、域内市区町村教育委員会に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第 59 条 (技術的助言)、地方自治法第 245 条の 4 (技術的な助言) 及び改正法附則第 2 条に基づくものであり、地方公務員法を所管する総務省自治行政局公務員部と協議済です。

## 記

### 1 採用等について

- ① 平成 32 年 4 月 1 日以降、新たに採用する J E T プログラム参加者は、改正法による改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号のパートタイムの会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）として採用すること。
- ② 同日前から任用していた J E T プログラム参加者を同日以後も任用する場合は、同日に会計年度任用職員として任用し直すこと。
- ③ J E T プログラム参加者は、在外公館にて一括募集・選考されるとともに地方公共団体の配置要望に基づいて斡旋され、当該地方公共団体が書類による選考採用を行う仕組みとなっている。これは改正後の地方公務員法第 22 条の 2 に規定する「選考」による採用に該当することから、会計年度任用職員制度への移行後もこれまでと同様の方法を継続することは問題ないこと。
- ④ 会計年度任用職員制度への移行後も、再任用手続に係る取扱いが変わるものではないこと。
- ⑤ 会計年度任用職員の採用に当たっては、1 月の条件付採用期間が設けられるが、客観的・合理的な理由等から能力が十分に実証されない場合を除き、正式採用となること。
- ⑥ 会計年度任用職員は、地方公務員法上の人事評価の対象となること。人事評価の具体的な方法等については任命権者に委ねられており、実情に応じた方法等を定めること。

### 2 勤務条件について

- ① J E T プログラム参加者に関する報酬、費用弁償、勤務時間、有給休暇といった基本的な勤務条件については、本通知で示している基準に沿って条例等を整備・確認し、適切に対応すること。
- ② 報酬等は、全国的に円滑な斡旋を行うために統一的に設定する必要があることから、報酬額については 2 ③ のとおりとし、これまでと同様に期末手当については支給せず、地域手当については報酬に加味しないこととすること。その際、別添を含め、マニュアル等を参考に条例を整備すること。
- ③ 具体的には、これまでと同様に J E T プログラム参加者の 1 年間の報酬額は、税控除前の額で、1 年目は 336 万円程度、2 年目は 360 万円程度、3 年目は 390 万円程度とし、4 年目及び 5 年目は、それぞれ 396 万円程度とすること。また、これまでと同様、勤務時間は、休憩時間を除き 1 週間について 35 時間程度とし、有給休暇は通常 10 日付与すること。

### 3 分限・懲戒・服務について

- ① 会計年度任用職員である J E T プログラム参加者には、地方公務員法の分限・懲戒・服務に関する規定が適用されることとなること。



- ② J E Tプログラム参加者特有の服務について、任用規則等で定め、これまでと同様の義務を課すことは差し支えないこと。

**【問い合わせ先】**

(総合調整・地方財政措置に関すること)

総務省自治行政局国際室 鈴木補佐、岩瀧係長、森崎事務官

Tel : 03-5253-5527 E-mail : kokusai@soumu.go.jp

(在外公館での募集・選考に関すること)

外務省大臣官房人物交流室 浜田補佐、西出補佐

Tel : 03-5501-8143

(A L Tの学校教育研修に関すること)

文部科学省初等中等教育局国際教育課 佐藤補佐、小野係長、畑専門職

Tel : 03-6734-3480 E-mail : gaikokugo@mext.go.jp